

むつ市農業委員会第671回総会議事録

平成23年8月17日（水）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成23年8月17日（水）午前10時50分から午後12時00分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（29名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
3	〃	北 上 勝 利
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
14	〃	水 戸 隆 璽
15	〃	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（1名）

番 号	役 職 名	氏 名
28	農 業 委 員	杉 山 武 美

5. 議事の概要

- 第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の要件確認について
- 第5 報告事項 地目変更登記に係る農地の現況照会について
- 第6 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 手間本 富士雄
次 長 増 田 健 二
総括主幹 一 家 隆 雄
主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

5番 蛭 名 修 一 6番 福 永 忠 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第671回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、30名中29名で定足数に達しております。</p> <p>本日、28番杉山委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、5番蛭名委員、6番福永委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の許可申請によるもの1件であります。申請地は、大畑地区3箇所あります。大畑町字湯坂下16番1、地目が田、面積が648㎡。大畑町字深山112番、地目が田、面積が377㎡。大畑町字正津川平312番1、地目が田、面積が920㎡。売買による所有権の移転であります。平成23年7月22日、2番柳澤委員、3番北上委員、19番赤坂委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は3筆とも休耕地であります。営農計画書が提出されており、所有権の移転によって耕作、農地の有効利用されるものであります。</p> <p>農地法第3条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
北上委員	<p>7月22日、私と柳澤委員、赤坂委員、事務局で現地調査を行いました。現地は休耕地でありました。事務局の説明のとおり、所有権の移転によって農地が耕作されますので、特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたします。
議長	議案第2号「農地法第5条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号について、ご説明いたします。 農地法第5条第1項の規定に基づく、県知事への転用許可申請1件であります。 申請地は、むつ市奥内54番3、地目が畑、面積が496㎡であります。平成23年8月2日、13番立花会長、22番立花幸雄委員、30番中島委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、家庭菜園及び農機具倉庫として土地利用されています。申請の理由は、現在の住宅が30年以上経過し、住宅の間取りが狭く、老朽化が著しいこと、申請人の弟が居住することになり、家族が増え生活がしがたいため、新居を求め土地を探しましたが候補地がないことなどから、親から土地の贈与を受け、住宅を建築するものであります。 許可要件の立地基準では、農業振興地域外であり特に問題はないと思います。一般基準においては、資金計画書が添付されており、周辺農地における被害防除につきましては、特に問題はなく、農地の転用面積では496㎡、建物床面積では148㎡、建ぺい率が29%、運用要件の20%を超えております。 以上のことから、許可要件は満たしているものと考えます。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
中島委員	平成23年8月2日、私と立花会長、立花幸雄委員が土地の利用状況を確認しております。事務局の説明のとおり特に問題はないと思います。 以上です。
議長	議案第2号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑ありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。
議長	議案第3号「農地法第6条による農業生産法人の要件確認について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号について、ご説明いたします。 先に、農業生産法人の報告についてであります。農地法第6条第1項において、農業生産法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、

事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了三ヶ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。農業生産法人の要件確認にあたっては、確認要件について、簡単に説明をさせていただきます。要件には、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」があり、農地法により定められたこの4要件を満たすことが農業生産法人の絶対条件とされています。農業委員会では、法人から提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。

議案書に添付されております農業生産法人要件確認書は、法人から提出された報告書及び添付書類に基づいて作成されています。

提出のあった法人は4法人で、農事組合法人「共和農場」、有限会社「石戸谷牧場」、有限会社「青陵農産」、有限会社「エムケイヴィンヤード」です。

農業生産法人要件確認書の要件確認適用欄がありますのでご確認下さい。提出があった4法人については、要件を全てを満たしており特に問題はないものと思われまます。以上です。

議長

議案第3号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

柴田委員

いま報告された4法人以外に、むつ市管内に農業生産法人組織が存在するのか。

事務局

農業委員会に現在、届出、報告されているのが4法人だけです。

むつ市管内の農業生産法人について、現段階では、把握していません。

今後、管内の農業生産法人組織の状況等の把握に努め、存在するのであれば、農地法に基づいて適切に指導して参りたいと考えております。

以上です。

議長

ご意見、質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり、要件確認に問題ないものとして決定いたします。

議長

議案審議は、これもちまして終了いたします。

議長

続きまして、地目変更登記に係る報告事項があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

法務局より、地目変更登記に係る農地の現況照会1件であります。

報告第1号につきましては、申請地がむつ市大畑町上野9番2、地目

が畑、面積が 5 1 1 m²。大畑町上野 9 番 4、地目が畑、面積が 2 2 6 m²。
2 筆とも、農業振興地域外であります。平成 2 3 年 7 月 6 日、2 番柳澤
委員、1 9 番赤坂委員、2 9 番畑中委員、事務局において土地の利用状
況を確認しております。平成 2 年頃、農地の一部に跨って住宅が建設さ
れており、合併後、平成 1 7 年度から宅地課税されています。現況は相
当年数宅地の状況で、宅地課税されていることから、非農地として回答
いたしました。以上です。

議 長
議 長
各委員
議 長

これで報告を終わります。

その他、ご質疑・ご意見ありませんか。

なし

以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第 6 7 1 回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 蛭 名 修 一

会議録署名委員 福 永 忠 雄